

第九十六回国会 建設委員会 議 録 第九 号

(二三四)

昭和五十七年四月九日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 村田敬次郎君

理事 利幸君

理事 榮作君

理事 木間 章君

理事 義彦君

理事 足立 篤郎君

理事 浦野 修二君

理事 川崎 幸昌君

理事 田村 良平君

理事 東家 嘉幸君

理事 松本 十郎君

理事 前川 旦君

理事 横山 利秋君

理事 林 保夫君

理事 中島 武敏君

理事 出席政府委員

建設大臣 始関 伊平君

建設大臣官房長 丸山 良仁君

建設省計画局長 吉田 公二君

建設省都市局長 加瀬 正蔵君

建設省住宅局長 豊蔵 一君

委員外の出席者

住宅金融公庫総 裁 大津留 温君

住宅金融公庫理 事 関口 洋君

委員の異動

四月九日

辞任

金丸 信君

瓦 力君

補欠選任

中村喜四郎君

塚原 俊平君

同日

同日

同日

同日

國場 幸昌君

桜井 新君

登坂重次郎君

保岡 興治君

小野 信一君

甘利 正君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○木間委員 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その趣旨と概要を御説明いたします。

わが党は、本改正案につきまして本会議趣旨説明を求めるとともに、慎重審議を尽くしてまいりました。が、本案は、昨秋の臨時国会においてわが党の強い反対を押し切り、政府自民党が成立させた行革特例法と同様の性格を持つ、軍備増強、福祉切り捨ての財界主導、国民不在の鈴木行革路線から打ち出されている一連の国民の生活制度の改悪の一環であります。

鈴木行革による住宅政策の改悪は、第二臨調の第一次答申あるいは五十七年度住宅予算に如実に示されており、第一には、公庫金利の政令加算制度の導入、第二に、公団住宅の空き家割増し家賃の大幅値上げ、第三に、公営、公団住宅の戸数と予算の削減、第四に、公団の業務及び組織の縮小策動、そして、第五が今回の公庫法改悪など、公共住宅を切り捨て、公共住宅入居者を厳しく、持ち家傾斜政策を強めるとともに、財政の効率化を名目にした自助努力の拡大、国民負担の強化を図るものであり、政府は、住宅基本法の制定すら行革にげたを預けようとしております。

政府改正案は、当然行うべき若干の制度改善をあれにして、より大きな、より本質的な制度の改悪を実現しようとするものであり、防衛費の大幅増額、談合入札による税金のむだ遣い、不公平税制を差しおいて、勤労者の住宅金利と家賃の引き

上げを図ろうとする姿勢は許すことができません。日本社会党は、公庫法の改悪を認めず、勤労者の生活と権利を守るために、修正案を提案する次第であります。

次に、修正案の概要を御説明いたします。

第一に、規模別金利制につきましては削除することとしております。

本制度における住宅の規模は政令に委任されており、しかも政府は現行の百二十平方メートル以下五・五％という条件を百平方メートル以下に後退させようとしています。これは、所得のより低い者の金利を引き上げる結果となるとともに、政府案では畳約八畳刻みで金利が上昇することとなり、住宅規模の改善に水を差すおそれもあります。

第二に、段階金利制の導入につきましては削除することとしております。

政府は、過去の返済例を引き合いに出し、インフレによつて十年後の返済金は勤労者にとつてその負担感がきわめて軽微となり、財政の効率的運用にとつてもきわめて有効な措置としておりますが、これは狂乱的な地価上昇や高インフレを前提とした無責任な考えであり、住宅ローン地獄の実情を考えれば認められる措置ではありません。段階金利制は規模別金利と合わせ、勤労者に大きな負担増をもたらすものであり、防衛費、談合、不公平税制にこそ財政の効率化を求めるべきであります。

第三に、既存住宅資金の貸付金利であります

が、年五・五％以内で政令で定める率といたしました。利用者にとつては中古住宅も新設住宅も同じものであり、また、住宅価格の高騰のもとで、中古住宅取得層はより資金的な助成を必要とする階層であると考えます。

第四に、最近の住宅ローンの返済にかかわる事

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

故の激増を勘案し、新たに貸付金返済猶予制度を創設することとしております。

これは、離職、休業その他やむを得ない理由により償還が困難となった場合、その償還を猶予することができるとしてあります。詳細は政令に委任してありますが、三年程度償還の据え置き、償還期間の延長をおのおのの貸付利息を適用して認めてはいかかと考えます。

第五に、家賃限度額の規定の整備については、削除するとともに、関連して地方住宅供給公社法を改正することとしてあります。

その内容は、第一に、昨年の住宅審答申を忠実に実施するため、家賃変更についての「適切な手続きに基づく必要なルール作り」を行うため、賃貸住宅運営協議会を公社に置くこととしてあります。政府は法律によって家賃変更を入居者に押しつけようとしておりますが、家賃の変更はあくまで入居者の納得と合意に基づいて行うべきものであります。なお、協議会の委員は、入居者及び公社及び学識経験者の三者構成といたしました。公社委員の中には労働組合代表も含まれます。第二に、公社家賃及び価格の高騰にがんがみ、その抑制による入居者の住居負担の軽減を図るため、出資団体である地方公共団体の公社への利子補給の規定を設けました。これは、国が住宅対策費として地方公共団体に補助を拡充することも当然と考えます。

第六に、改正案中の特別損失の規定であります。今後このような特例的措置をとる必要がないよう、政府の公庫に対する利子補給規定を新たに公庫法に設けました。なお、政府改正案中の附則については特例として認めることとしてあります。

第七に、本改正案同様、行革特例法による金利の政令加算は勤労者の公庫利用を妨げ、住宅改善を遅滞させるものであります。したがって、この公庫法改正案と一体である行革特例法についても改正し、第十七条の適用から住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法を除外することと

し、別表からも削除することいたしました。以上が、修正案の提案理由及びその内容であります。なお、本修正案の実施に伴う必要な予算は、初年度約二億二千万円と見込まれます。本修正案は、国民の住生活の向上と福祉の増進に重要な意義あるものと考えますので、各委員の御理解のもとに、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

提案を終わります。(拍手)

○村田委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案につきまして、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。始閣建設大臣。

○始閣建設大臣 ただいま御提案のありました修正案につきまして、政府といたしまして反対であります。

○村田委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。鴨田利太郎君。

○鴨田委員 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案に賛成、同法律案に対する日本社会党提出の修正案につきまして反対の意向を表明するものであります。

本法律案は、住宅金融公庫の業務に係る貸付制度の改善等を図るため、所要の改正を行い、宅地造成資金貸し付けの対象事業の拡大、一定規模の個人住宅に係る貸付金の利率の特例、個人住宅資金貸し付け及び賃貸住宅資金貸し付けに係る段階金利制の導入、既存住宅資金貸し付けに係る貸付金の貸付条件の法定化、住宅金融公庫住宅地債券制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員各位の御承知のごとく、わが国の住宅事情

は量的には一応充足し、質的にもかなり改善されてきておりますが、住生活等の向上に対する国民の要望は依然として強く、今後とも住宅の質や住環境等に関する国民の需要動向を十分に引きあわせ、健康で文化的な生活を営むに足る良質な住宅等の確保を図る必要があります。また、公庫融資に係る住宅は、住宅施策の中で特に重要な位置を占めていることは、第三期住宅建設五カ年計画における公庫住宅の計画戸数九十万戸に對し、建設戸数二百五十五万戸、達成率は一三四%に達し、実に同計画期間中に建設されました住宅建設戸数七百七十万戸の三分の一にも及んでいることによっても明らかであります。

以上の住生活等の向上に対する国民の要望、公庫の業務の実績等の見地からいたしますと、本法律案の内容は、今般さらに国民に良質な住宅の取得をより容易にし、かつ良好な居住環境の確保を図るための措置であり、時宜に適したものであると賛意を表するものであります。

日本社会党提出による修正案は、個人住宅資金の規模別貸付制の削除、個人住宅建設資金の段階金利制導入の削除、既存住宅購入資金の貸付利率の一層の引き下げ、住宅ローンの返済の事故防止のための貸付金返済猶予制度の創設、家賃限度額の規定の整備の削除、政府の公庫に対する利子補給規定の整備、行革特例法中にある公庫部分の削除をするものとしてあります。

右の修正案の内容につきましては、当委員会の質疑で種々論ぜられてきたところでありますが、本法律案にありますが貸付制度等の改正は、さきに述べましたように国民の住宅に対する要望にこたえて、良質な住宅等の取得を容易にするため、最近における国の財政事情、経済の実情、公庫の財政の健全確保の必要等に照らし、可能な限り、最大限の改善を図った措置であり、これにつきましても、審査の過程で明らかになったところであります。

以上の次第から、住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案に賛成、同法律案に対する日本社会党提出の修正案に反対するものであります。

これをもって討論を終わります。(拍手)

○村田委員長 山花員夫君。

○山花委員 私は、ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきまして、政府原案反対、日本社会党提案の修正案賛成の討論を行います。

政府原案は、軍備増強、福祉切り捨ての財界主導、国民無視の第二臨調をよりどころとした鈴木行革路線の最たるものであります。

本改正案によつて、政府は勤労者のせめてもの希望である住宅金融公庫の貸付金利を引き上げ、公営住宅、公団住宅同様に公社住宅の家賃を強引に値上げしようとしてあります。しかし、インフレと諸物価の高騰、勤労者に重い所得税、住民税、そして政府及び財界が一体となった賃上げの抑制によつて、国民生活は崩壊寸前であり、い

以上の負担増は家計の破産宣告をするに等しいものと言わなければなりません。

今日のわが国の住宅事情は、わが国の経済力、つまりところ勤労者の労働密度、生産性に比べると、諸外国に對し説明がむずかしいほど劣悪なものであり、政府は、ECのウサギ小屋というわが国の住宅事情に対する評価について、統計数値等をもつてその否定に躍起となつておりますが、現実には建設省の調査によつても、国民の住宅に対する困窮感は年々増大する一方であります。

社会党の修正案の提案理由にありましたように、金利の引き上げをやめ、家賃の値上げをやめるのに必要なお金は、わずかに二億円強であります。また、家賃を変更するに際して、大家と入居者が十分に話し合う、あるいは住宅の修繕について相談することはあたりまえのことであり、賃貸住宅運営協議会の設置には一銭のお金も必要とい

たしません。

五十七年度政府予算において、防衛費は五十六年度に比べ千八百六十一億円も増額されていま

す。公社事業費は、国費だけでも六兆六千五百五十四億円でありますけれども、談合入札をやめれば少なく見積もっても五%の予算節約になると報告されています。大企業に対する優遇税制は、わが党の試算では二兆円に達しています。私には、政府が、そして自民党がなぜ今回改正案を提出したのか理解できません。防衛費、談合、不正税制、この三つの例を引いただけでも、政府・自民党が年間約二億円の必要としない、金利を上げない、家賃を上げないという社会党の修正案を受け入れないのか、勤労者、公社住宅入居者はとうてい理解できないものと考えます。

私は、修正案こそ勤労者の住宅事情が、そして生活が後退するのを抑えるものであり、その上で住宅保障法を制定し、国の住宅政策を公共住宅中心に転換していくことが、わが国の勤労者の生活向上と福祉の増進につながるものであると考えます。私は、以上の理由で本修正案の成立を心から望むものであり、政府・自民党はもちろんであります。私どもと基本的な部分で一致をする他の革新政党が日本社会党の修正案に賛同していただくことを希望し、また、そうした姿勢転換について大歓迎するものでありますことを表明して、討論を終わります。(拍手)

○村田委員長 蘇仲義彦君。  
○蘇仲義彦君。私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案について反対の意向を表明するものであります。

本来、かけがえのない人間が住まうのみならず、家族とのコミュニティ形成の場であり、あすへの活力と英気を養う場である住宅は、国民生活の安定、向上のために欠かすことのできない基本的なものであります。ところが政府の住宅政策は、民間依存に終始して、しかも効果的な住宅供給対策を実施しなかつたため、地価は依然として宅地需給事情の逼迫を背景に高騰し続けています。このような状況のもとで、ことに都市勤労者

は、快適でゆとりのあるマイホームを確保することは大変困難になってきています。

しかるに本法律案は、中古住宅購入資金貸し付けの金利の引き下げや、住宅地価債券制度の創設など、一部の改正部分につきましてもは評価すべき点もあります。しかし、一方では、個人住宅建設資金貸し付け及び賃貸住宅資金貸し付けの貸付金について、貸し付け後十一年目から金利を引き上げる段階金利制を導入しています。低所得者にはある程度配慮されるとはいえ、一般的に所得の伸びが必ずしも従来のように期待できない経済状態のもとでは、この十一年目からの償還額の増額は、公庫利用者に対し、経済的、心理的に過重な負担をかけることになり、容認するわけにはいきません。

さらに指摘したとおり、適切な宅地供給対策を行わなかったことによる土地の高騰により、国民の土地取得の困難さを緩和するための、土地の取得に対する土地費の貸付限度額の改善が見られず、さらに当然考慮されるべき戸建て中古住宅取得を貸付対象にすべきであるにもかかわらず、対象にしておりません。また、公庫貸し付けに係る賃貸住宅の家賃限度額に関する規定の改正で家賃を引き上げることが容易にできるようになっていますが、これでは公庫貸し付けによる賃貸住宅の家賃が安易に引き上げられ、入居者の家計を不当に圧迫することになりかねません。すでに入居者側からはその不安を訴えてきています。

わが党は、大要以上のような理由により、本法律案に反対し、討論を終わらせていただきます。(拍手)

○村田委員長 渡辺武三君。

○渡辺(武)委員 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

わが国の住宅は、欧米諸国等と比べ依然として低い水準にあり、公的施策住宅を中心としてその

質的向上を図っていくことは政府の重要な使命であります。その際、公的住宅の中心となるのは公庫住宅であり、それは五十七年度予算を見ても明らかであります。政府は、今年度百三十万戸の住宅を建設するとしていますが、住宅建設の低迷が続く中で、その達成はきわめて困難であると言われております。住宅の建設を促進するには、まづ何よりも購入者の負担を軽減させる政策が必要であり、その意味からも、公庫の低利融資は重要な役割りを果たしてまいりました。

しかるに本改正案では、個人住宅等の貸付金利を十一年目から財投金利にするという、いわゆる二段階金利制度の導入が図られており、長期低利の公的融資という住宅金融公庫本来の役割りを後退させる内容となっております。この結果、利用者の負担を増加させ、今後の住宅建設に悪影響を及ぼすというだけでなく、公的住宅の八〇%を占める公庫住宅に対する国の補助は、事実上十年間のみとなり、政府の住宅政策全体の後退をもたらすことになるのであります。

また、昨年の行革特別委員会において、わが党を初めとする中道四党の行革特別法に対する共同要求で、住宅金融公庫の五・五%の金利は据え置くこととの要求をし、総理みずから誠意を持って誠実に実行していくことを約束しております。しかるに半年もたたないで、公庫金利の引き上げを図ることは、実質的な約束違反となるものであります。

なお、政府は公庫の補給金を抑制すべきことを強調されますが、それはたとえ利用者に対する所得制限の強化等によって対処するという方法も十分考えられるのであります。しかも、その国、年の間の住宅予算が、国鉄の助成費と同額であるという点自体が問題なのであります。

この際、政府が、安くて良質な住宅の建設を促進すべく、住宅政策及び住宅予算に対する従来の発想を思い切って転換されるよう強く要求し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○村田委員長 瀬崎博義君。

○瀬崎委員 私は、日本共産党を代表して、政府提案の住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

政府提出の改正案に対する反対理由の第一は、段階金利の導入によって、低利融資を本旨としてきた住宅金融公庫の性格を変え、高金利政策への道を切り開く大改悪となっていることでもあります。

今回、新たに導入されようとしている段階金利は、貸し付け後十一年目から七・五%に引き上げることを法定化するもので、これによってたとえば公庫から六百二十万円借りて二十五年で償還する場合、約八十万円、一六%もの金利負担の増加となり、国民にとって住宅取得がますます困難になることは明らかであります。

政府は、これまで、標準金利五・五%は社会的経済的事情に左右されない長期的視点に立つて設定された利率であり、特に住宅建設を促進する必要がある場合には、公庫の貸付金利をさらに下げの方針をとってきました。四十八年、五十三年には実際に五・五%以下に引き下げられていたものであります。今回の改正案は、こうした従来の政府方針に真っ向から反するものであり、公庫本来の性格を根本的に変える改悪であって、断じて認められません。

反対理由の第二は、規模別金利の導入によって、大型住宅の貸付金利の若干の引き下げと抱き合わせで、勤労国民にとって比較的必要度が高く、現実に利用度の高い、中規模の個人住宅の貸付金利が引き上げられていることでもあります。

反対理由の第三は、一般会計からの利子補給金の不足分を特別損失として三年間繰り延べ、昭和六十年度から国の交付金で補てんする措置によって、将来さらに貸付金利引き上げの危険が強まったことでもあります。

私の試算によれば、この措置によってたとえ六十年度には利子補給金繰り延べ措置の打ち切り、特別損失に対する交付金、本来必要となる利

子補給金の増加で、国の住宅金融公庫に対する予算は、五十九年度に比べ一挙に九百七十億円、二六%増になることが予想され、政府も答弁で認めているところであり、特別損失の名のもとに、当然国が公庫に支出すべき利子補給金を繰り延べることは、自民党政府の責任で引き起こされた国の財政破綻を、公庫から国が借金した形で後年度に押し寄せることにすぎないのであります。しかも、六十年度から赤字国債の本格的な償還が始まることを考え合わせると、利子補給金の繰り延べ分が返されるどころか、逆に増加する可能性が強く、将来、それが貸付金利の一層の引き上げに転嫁される危険が大きいのであります。財政破綻の責任を国民に転嫁させることは絶対に許せません。

反対理由の第四は、公社住宅の家賃値上げ自由化によって、これまで公営、公団住宅の高家賃に比べ、比較的抑制されてきた公社家賃が大幅に引き上げられようとしていることであり、しかもこの値上げが、さらに公営、公団住宅を初め、わが国の公的、民間の全住宅の家賃引き上げの悪循環をもたらす危険が大きいのであります。国民の実質所得が低下し続けている今日、家賃を初めとする公共料金の抑制こそ政府の最も重要な責務であるにもかかわらず、家賃値上げ自由化に道を開こうとする政府の態度に断固反対するものであります。

反対理由の第五は、政府が公的賃貸住宅の建設を大きく減少させていることに加えて、持ち家に對する援助縮小を図り、住宅政策を決定的に後退させる道をとっていることでもあります。公庫融資に關して政府が強調する貸付限度額引き上げ等の改善措置は、ほとんどが政令改正や予算措置で可能なものであり、他方、法改正提案部分は、すでに明らかにしたように、公庫融資の仕組みを根本的に変える改悪が中心となっているのであります。これまで政府は、公共賃貸住宅輕視、持ち家重視の住宅政策をとってきましたが、ここへ来て住宅はすべて国民が自分で確保するも

のという国民の住宅確保に對する国の責務の全面放棄の方向を打ち出してきたのであります。これは軍拡、大企業優遇、国民犠牲の臨調路線の具体化をさらに大きく進めるものにはかなりありません。国民の健康で文化的な生活を守るためにも、現在の消費不況を打開するためにも、軍事費の削減、大規模プロジェクト抑制、公共事業のむだの排除で公共住宅建設を促進し、国民の住宅建設に積極的な援助を行うことこそ、本来政府のとるべき道なのであります。

ここで、社会党の修正案に對するわが党の見解を述べておきます。

わが党は、理事会において、第一に段階制金利、第二に規模別金利による貸出金利引き上げ、第三に利子補給金の繰り延べ措置、第四に公社住宅家賃の値上げ自由化措置の四つの削除を主要内容とする、独自の修正案を提示したのであります。理事会に提示したわが党の修正案は、政府修正案の改悪部分を修正するという点で現実性を持った最善のものと確信しております。社会党の修正案は、わが党が理事会に提示した修正案の内容をすべて含むものであるため、わが党案をあえて提出せず、同党案に賛成します。

しかし、社会党修正案は、政府の修正案に含まれていない現行法の修正にも触れていません。もし、現行法に立ち入って見直すというのなら、もっと多面的に検討を要する部分も多くあり、その点、社会党案はきわめて不十分なものと言わざるを得ません。その内容自体は改善であるとはいえず、こうした問題点を含んでいることを率直に指摘するものであります。

最後に、政府修正案に重ねて強く反対の意を表明して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○村田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○村田委員長 これより採決に入ります。まず、木間章君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立少数。よって、木間章君外五名提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○村田委員長 ただいま議決いたしました法律案に對し、大塚雄司君外五名より、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。大塚雄司君。

○大塚委員 ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案について、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますが、その内容につきましましては、すでに質疑の過程におきまして委員各位におかれましては十分御承知のところであり、この際、案文の朗読をもって趣旨の説明にかえることといたします。

住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 第四期住宅建設五箇年計画の的確な実施を

図るため、三大都市圏及び地方中核都市における公共賃貸住宅の供給の促進に努めるとともに、住宅政策の拡充を図るため住宅基本法の制定促進に努めること。

二 個人住宅に對する貸付限度額の引上げ等貸付条件の改善に努めるほか、個人住宅建設資金と併せて貸し付ける土地費について貸付限度額の引上げに努めること。

三 中古住宅に對する貸付限度額の引上げ等を図るとともに、戸建て中古住宅も貸付対象とするよう努めること。

四 国及び地方公共団体は、公社住宅の家賃及び譲渡価格の抑制に資するための援助に努めるとともに、賃貸住宅の家賃の変更に對しては適切な手続きに基づく必要なルール作りを行い、家賃の変更に公正かつ円滑に行われ、入居者に過重な負担をかけることのないよう指導すること。

五 借地権の取得に對する融資を行うに当たっては、借地契約、当該権利の譲渡契約等について、統一的な契約款約例を作成する等所要の措置を講ずること。

六 大規模な開発事業に伴い増加する地方負担の軽減を図るため、関連公共・公益施設の整備に對する助成等の改善に努めること。

七 住宅ローン返済に關する事故の増加にかんがみ、その防止と返済猶予に對する確かな運用を図るよう住宅金融公庫等を適切に指導すること。

八 国は、住宅金融公庫の財政の健全確保と公庫金利の長期的安定を図るため、利子補給等の財政援助に對して特に配慮すること。

右決議する。

以上であります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○村田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立総員。よって、大塚雄司君外五名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、始開建設大臣より発言を求められておりますので、これを許します。始開建設大臣。

○始開建設大臣 住宅金融公庫法及び北海道防蹇住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきまして、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきまして、今後その趣旨を生かすよう努めてまいりますとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に尊重して努力してまいります。

ここに、本法案の審議を終るに際し、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。どうもありがとうございます。（拍手）

○村田委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○村田委員長 次に、内閣提出、土地区画整理法の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。始開建設大臣。

土地区画整理法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○始開建設大臣 ただいま議題となりました土地区画整理法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

市街地における都市基盤施設整備の立ちおくれ、住宅地供給の停滞等の状況に対処するためには、土地区画整理事業の円滑な施行を確保しつつ、その一層の推進を図ることがきわめて重要であります。

このため、地方住宅供給公社を土地区画整理事業の施行者に加えるとともに、土地区画整理事業の換地計画に関し、専門的技術を有する者の養成確保等を行う必要があります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。次にこの法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、地方住宅供給公社は、住宅の用に供する宅地の造成と一体的に土地区画整理事業を施行しなければ、当該宅地を居住環境の良好な集団住宅の用に供する宅地として造成することが著しく困難である場合に、土地区画整理事業を施行することができるとしております。

第二に、建設大臣は、土地区画整理事業の円滑な施行が進められるよう、当該事業に関する専門的知識の維持向上に努めるものとし、換地計画に関する専門的技術を有する者の養成確保を図るため、必要な技術検定を行うことができることとしております。

その他賦課金、清算金等に係る督促手数料に関する規定の整備等、所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。（拍手）

○村田委員長 以上で趣旨の説明聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、来る十六日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時九分散会

住宅金融公庫法及び北海道防蹇住宅建設等促進法の一部を改正する法律案に対する修正案

二 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金のうち既存住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金（政令で定める貸付金を除く）

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 年五・五パーセント以内で政令で定める率 | 二十五年以内 |
|---------------------|--------|

第二十一条第一項の表備考二中「建築基準法」を、「建築基準法」に、「又は」を「若しくは」に改め、「該当するもの」の下に「又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の災害復興住宅として主務省令で定めるもの」を加え、同表備考四中「建築基準法」を、「建築基準法」に、「又は」を「若しくは」に改め、「該当するもの」の下に「又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の地すべり等関連住宅として主務省令で定めるもの」を加え、同条第二項中「一の項」を「一の項及び二の項」に改める。

第一条のうち、第二十一条の四の改正規定中「第七号中「第三項」を「第四項」に改め、同項を削り、「改める」を「改め、同条の次に次の一条を加える」に改め、同条の改正規定の次に次のように加える。

（貸付金の償還の猶予）  
第二十一条の五 公庫は、公庫から貸付けを受けた第十七条第一項第一号に掲げる者が、離職、休業、疾病、負傷その他やむを得ない事由により貸付金の償還が著しく困難となつたと認められるときは、政令で定めるところにより、貸付金の償還を猶予することができ

第一条のうち、第二十一条の三の改正規定中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に改め、「改める」を「改め、同条の次に次の一条を加える」に改め、同条の改正規定の次に次のように加える。

（補給金）  
第二十七条の四 政府は、公庫の業務の円滑な運営を図るため、毎年度、公庫に対し、政府からの借入金利息に相当する金額から第十七条の規定による貸付金の利息に相当する金額を控除した金額の補給金を交付するものとする。

第一条のうち、第三十五条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「付随して」を「付随して」に改め、同項の次に一項を加える改正に関する部分を次のように改める。

第三十五条第二項中「付随して」を「付随して」に改める。

第一条のうち、第三十五条の三の改正規定中「第三十五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、を削る。

第一条のうち、附則第八項の改正規定中「公庫は、」を「昭和五十七年度から昭和五十九年度ま

二 公庫法第十七条第一項第一号  
に掲げる者に対する貸付金の  
うち既存住宅の購入及びこれ  
に付随する土地又は借地権の  
取得を目的とする貸付金（政  
令で定める貸付金を除く。）

|                                                                                                              |                                 |            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------|
| 既存住宅の購入価額（購入<br>価額が経過年数に応じ算定<br>した既存住宅標準購入費を<br>超える場合においては、既<br>存住宅標準購入費）及び土<br>地又は借地権の価額の八十<br>パーセントに相当する金額 | 年五・五パー<br>セント以内で<br>政令で定める<br>率 | 二十五年<br>以内 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------|

第八条第二項の表備考三中「第二条第六号」を「第二条第七号」に改める。

第二条のうち、第八条第三項の改正に関する部分

を削る。

第二条のうち、第八条第八項の改正規定、同項を同条第十項とする改正規定、同条第七項の改正規定及び同項を同条第八項とし、同項の次に一項を加える改正に関する部分を削り、同条第六項の改正に関する部分中「第八条」の下に「第八項中「表二の項」を「表三の項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「表一」の項の下に「及び二の項」を加え、同項を同条第八項とし、同条を加える。

附則第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項から第八項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第九項中「第二項中「第二十一条第四項」を「第二十一条第六項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同条を削り、同項を附則第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

での間においては、公庫が」に、「昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度」を「当該各年度」に、「金額を」を「金額について、第二十七条の四の規定は適用しない。この場合において、公庫は、当該政令で定める金額を」に改める。

第二条のうち、第八条第二項の表（備考を含む）の改正に関する部分を次のように改める。

第八条第二項の表二の項中「一の項」の下に「及び二の項」を加え、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

|                                                                                                              |                                 |            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------|
| 既存住宅の購入価額（購入<br>価額が経過年数に応じ算定<br>した既存住宅標準購入費を<br>超える場合においては、既<br>存住宅標準購入費）及び土<br>地又は借地権の価額の八十<br>パーセントに相当する金額 | 年五・五パー<br>セント以内で<br>政令で定める<br>率 | 二十五年<br>以内 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------|

（地方住宅供給公社法の一部改正）  
8 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の二条を加える。

（賃貸住宅運営協議会）

第十八条の二 住宅の賃貸に係る業務を行う地方公社に、賃貸住宅運営協議会（以下この条及び次条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、理事長の諮問に応じ、地方公社が賃貸する住宅（以下この条及び次条において「賃貸住宅」という。）の家賃の決定その他の賃貸住宅の管理に関する重要事項を調査審議する。

3 協議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

第十八条の三 協議会は、委員十人以上で組織する。

2 協議会の委員は、賃貸住宅の居住者、地方公社の役員及び職員並びに賃貸住宅の管理に

関し学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

3 協議会の委員の任期は、二年とする。

4 第十四条第二項及び第十六条第二項の規定は、協議会の委員について準用する。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（出資団体の援助）

第四十五条の二 地方公社に出資した地方公共団体は、地方公社が賃貸し、又は譲渡する住宅の賃貸料又は譲渡価格を適正なものとする

ことにより、居住者及び購入者の住居費の負担の軽減に資するとともに、地方公社が行う住宅及び宅地の供給が円滑に行われるようにす

別表第三中

住宅金融公庫法（昭和二十五年法律  
第五十六号）第十七条第一項、第  
二項及び第四項から第八項まで

を削る。

本修正の結果必要とする経費は、昭和五十七年度で約二億二千万円である。

本修正の結果必要とする経費は、昭和五十七年度で約二億二千万円である。

土地区画整理法の一部を改正する法律案  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

目次中第一章に係る部分を次のように改める。

第一章 総則（第一条―第三条の五）

目次中「第四節 建設大臣、都道府県知事及び市町村長（第六十六条―第七十一条）」を「第五節

るため、地方公社に対し、必要な資金の融通又はあつせん、利子補給金の交付その他必要な財政上及び金融上の援助を行うものとする。

附則第十項を附則第九項とし、附則第十一項中「第三十五条第一項及び第二項」を「第三十五条第一項から第三項まで」に、を削り、附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項を削り、附則第十三項を附則第十一項とし、附則第十四項中別表第三の改正規定の前に次のように加える。

第十七条第三項中「居住環境の良好な住宅の建設等の促進又は」を削る。

附則第十四項中別表第三の改正規定を次のように改め、同項を附則第十二項とする。

住宅金融公庫法第二十一条第一項（同法  
第二十二條の二第三項の規定により読み  
替えて適用する場合を含む。）  
北海道防衛住宅建設等促進法（昭和二十  
八年法律第六十四号）第八条第二項（同  
項の表中一の項（同条第三項の規定によ  
り読み替えて適用する場合を含む。）に限  
る。）及び第八条の二第二項

建設大臣、都道府県知事及び市町村長（第六十六  
条―第七十一条）に改める。

第一章中第三条の四を第三条の五とし、第三条  
の三の次に次の一条を加える。

（地方住宅供給公社の施行する土地区画整理事  
業）

第三条の四 地方住宅供給公社は、建設大臣（市  
のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、  
都道府県知事）が地方住宅供給公社の行う住宅  
の用に供する宅地の造成と一体的に土地区画整  
理事業を施行しなければ当該宅地を居住環境の  
良好な集団住宅の用に供する宅地として造成す  
ることが著しく困難であると認める場合におい  
ては、施行区域の土地について、当該土地区画

整理事業を施行することができる。

第四十一条第二項中「十円以下」を「督促状の郵送に要する費用を勘案して建設省令で定める額以下」に改める。

第七十条第一項中「本節」を「この条」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を削る。

第二章に次の一節を加える。

#### 第五節 地方住宅供給公社

#### (施行規程及び事業計画の認可)

第七十一条の二 地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。)は、第三条の四の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、建設大臣(市のみが設立した地方公社にあつては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。

2 地方公社が第三条の四の規定により施行する土地区画整理事業については、市のみが設立した地方公社にあつては前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九条第一項に規定する認可と、その他の地方公社にあつては前項に規定する認可をもつて同条第二項に規定する認可とみなす。第四条第二項ただし書の規定は、この場合に準用する。

#### (施行規程及び事業計画)

第七十一条の三 地方公社は、前条第一項に規定する認可の申請をしようとする場合においては、第三項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

2 第五十三条第二項の規定は、前条第一項の施行規程について、第六条の規定は、同項の事業計画について準用する。

3 地方公社は、前条第一項の事業計画を定めようとする場合においては、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項に

規定する認可の申請があつた場合においては、施行規程及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された施行規程及び事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

6 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、遅滞なく、当該意見書について都市計画地方審議会の意見を聴き、その意見を付して、これを建設大臣に送付しなければならない。ただし、当該意見書が市のみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係るものである場合においては、これを建設大臣に送付することを要しない。

7 都道府県知事は、第五項の期間内に地方公社(市のみが設立したものを除く。)が定めた施行規程及び事業計画について意見書の提出がなかつた場合においては、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

8 建設大臣(市のみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係る意見書については、都道府県知事)は、第五項の規定により提出された意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認める場合においては、地方公社に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないとする場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

9 前項に規定する意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

10 地方公社が第八項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えた場合(政令で定める軽微な修正を加えた場合を除く。)において

は、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

11 建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区分ける場合においては、施行地区及び工区分。以下この項において同じ。)その他建設省令で定める事項を公告し、かつ、関係都道府県知事及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

12 市町村長は、第百三条第四項の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

13 地方公社は、第十一項の公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

14 地方公社は、前条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合においては、建設大臣(市のみが設立した地方公社にあつては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。

15 第一項の規定は、前項に規定する認可の申請をしようとする場合について、第三項から第十項までの規定は、前条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)について、第十一項から第十三項までの規定は、前項に規定する認可をした場合について準用する。

この場合において、第一項、第三項、第四項及び第十一項中「前条第一項」とあるのは「第十四項」と、第十一項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、「施行地区及び設計の概要を」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要を」と、第十三項中「施行規程及び事業計画をもつて」とあるのは「施行規程又は事業計画の変更をもつて」と読み替へるも

のとする。

#### (土地区画整理審議会)

第七十一条の四 地方公社が施行する土地区画整理事業ごとに、地方公社に土地区画整理審議会(以下この節において「審議会」という。)を置く。

2 施行地区を工区分けた場合においては、審議会は、工区ごとに置くことができる。

3 第五十六条第三項及び第四項並びに第五十七条から第六十四条までの規定は、前二項の規定により置かれる審議会について準用する。この場合において、第五十八条第三項、第七項及び第八項並びに第六十二条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「地方住宅供給公社理事長」と、第六十四条中「都道府県又は市町村」とあるのは「地方住宅供給公社」と読み替へるものとする。

#### (評議員)

第七十一条の五 第六十五条の規定は、地方公社が施行する土地区画整理事業について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「地方住宅供給公社理事長」と、同条第一項及び第三項中「都道府県又は市町村」とあるのは「地方住宅供給公社」と読み替へるものとする。

#### (審議会の委員及び評議員の公務員たる性質)

第七十一条の六 審議会の委員及び前条において準用する第六十五条第一項の規定により選任される評議員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第七十二条第一項中「又は市町村長を」と市町村長又は地方住宅供給公社理事長(以下「地方公社理事長」という。)に改める。

第七十三条第一項中「若しくは市町村長を」と市町村長若しくは地方公社に、「同条同項又は第六項」を「同項又は同条第六項に」、「因り」を「よりに」改め、同条第四項中「若しくは市町村長を」と市町村長若しくは地方公社理事長に、「前条第一項又は第六項」を「同項又は同条第六項に」、「因り」を「よ

りに改める。

第七十四条中「若しくは市町村長」を「市町村長若しくは地方公社理事長」に改める。

第七十五条の見出しを「専門的技術等に関し必要な措置」に改め、同条中「建設大臣に対し」の下に「地方公社は建設大臣、都道府県知事及び市町村長に対し」を加え、同条に次の二項を加える。

2 建設大臣は、仮換地の指定及び換地処分適正な実施その他土地画整理事業の円滑な施行を進められるよう、広く当該事業に関する専門的知識の維持向上に努めるものとする。この場合において、建設大臣は、政令で定めるところにより、換地計画に関する専門的技術を有する者の養成確保を図るため必要な技術検定を行うことができる。

3 前項後段の技術検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならぬ。

第七十六條第一項中「左の」を「次の」に、「たい積」を「たい積」に改め、同項に次の一を加える。

四 地方公社が施行する土地画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

第七十八條第三項中「若しくは市町村長」を「市町村長若しくは地方公社理事長」に、「前条第一項又は第六項」を「同項又は同条第六項」に改める。

第七十九條第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に改める。

第八十六條第一項中「又は市町村長」を「市町村長又は地方公社」に改める。

第八十八條第六項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第九十一條第一項、第九十二條第一項並びに第九十三條第一項及び第二項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に改める。

第九十五條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「と畜場」を「と畜場」に、「じんかい焼却場」を「ごみ焼却場」に改め、同項第三号中「養老

施設」を「養護老人ホーム」に改め、同条第七項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に、「特別の定」を「特別の定め」に改める。

第九十六條第二項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に、「こえる」を「超える」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に改める。

第九十七條第一項中「又は市町村長」を「市町村長又は地方公社」に改める。

第九十八條第三項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第九十九條第三項中「又は市町村長」を「市町村長又は地方公社」に改める。

第一百條第九項中「第二項又は第三項の規定による」を「第三項又は第四項の規定による」に改める。

第一百八條第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第一百九條第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に、「因り」を「より」に改める。

第一百十條第三項中「第四項まで」の下に「又は第三條の四」を加え、「附した」を「付した」に改め、同条第四項中「又は第四項の規定による施行者は政令で」を「若しくは第四項又は第三條の四の規定による施行者は施行規程で」に、「十以下」を「督促の郵送に要する費用を勘案して建設省令で定める額以下」に改め、同条第五項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に改め、同条第八項中「第四項まで」の下に「又は第三條の四」を加え、「同条第二項」を「第四十二條第二項」に改める。

第一百十八條第一項中「第二項又は第三項」を「から第三項まで又は第三條の四」に改める。

第一百二十條を削り、第一百九條の二第一項中

「基き」を「基づき」に改め、同条を第一百二十條とし、第一百十九條の次に次の一を加える。

第一百十九條の二 地方公社は、地方公社が施行する土地画整理事業の施行により利益を受ける地方公共団体に對し、その利益を受ける限度において、その土地画整理事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、地方公社と地方公共団体とが協議して定める。

3 前項に規定する協議が成立しない場合においては、当事者の申請に基づき、建設大臣は、当事者の意見を聴くとともに、自治大臣と協議しなければならぬ。

第一百二十七條第十條を同条第十二號とし、同条第九號の次に次の二號を加える。

十 第七十一條の二第一項又は第七十一條の三第十四項の規定による認可

十一 第七十一條の三第八項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による通知

第一百二十七條の二第一項中「又は都道府県」を「都道府県又は地方公社」に、「又は市町村」を「市町村又は市のみが設立した地方公社」に、「都道府県が設立した処分」を「都道府県又は地方公社（市のみが設立したものを除く。）がした処分」に改める。

第一百二十八條第四項中「第十三條第三項」を「第十條第三項」に、「又は第六十九條第九項（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）を、第六十九條第九項（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）又は第七十一條の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）」に改める。

第一百三十條第一項中「第七十條第三項」の下に「及び第七十一條の四第三項」を加え、「あわせて」を「併せて」に、「但し」を「ただし」に改める。

第一百三十六條中「事業計画」を「事業計画」に改め、「場合において」の下に「地方公社（市のみが

設立したものを除く。）は第七十一條の二第一項の事業計画を定め、又は変更しようとする場合において「但し」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に、「但し」を「ただし」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十五條の見出しの改正規定及び同条に二項を加える改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

2 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「住宅・都市整備公団」の下に「又は地方住宅供給公社」を、「当該公団」の下に「又は地方住宅供給公社」を加える。

第二十一條第一項中「第三條の三第一項」を「第三條の四」に改める。

（住宅・都市整備公団法の一部改正）

3 住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七條第一項中「第一百十九條の二」を「第一百二十條」に改める。

理由

土地画整理事業を推進するため、地方住宅供給公社を施行者に加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。